

令和6年(2024年)11月15日

報道機関各社 様

国民健康保険に係る交付金の一部返還・追加交付について

このたび、国や北海道から交付を受けている各種交付金において、事務処理の誤り等により、一部返還や追加交付が生じることになりましたので、お知らせいたします。

関係の皆さまにお詫びするとともに、今後は細心の注意を払って業務に当たり、再発防止に努めてまいります。

1 保険給付費等交付金 普通交付金

(1) 交付金の概要

札幌市が被保険者に直接給付する現金給付分（療養費、高額療養費、移送費、出産育児一時金、葬祭費等）について、北海道から札幌市に交付されるもの。

(2) 誤りの内容

申請書作成時に、誤った数値を参照して報告していたほか、2018年の制度改正により交付金の計算方法が変更となったが、その後も元の計算方法のまま申請していたため、2018～2020年度の交付金で過大交付を受けていた。なお、2021年度以降は誤りがないことを確認済。

(3) 影響額（予定）

費目	返還見込額	内訳	
北海道国民健康保険 保険給付費等交付金普通交付金	198,943,759円	2018年度	21,233,730円
		2019年度	105,632,187円
		2020年度	72,077,842円

2 保険給付費等交付金 特別交付金（適正服薬推進事業）

(1) 交付金の概要

医薬品を過剰に服用していると思われる方等に対し、医療機関への相談を促す事業に要する経費の一部につき、国または北海道から交付されるもの。

(2) 誤りの内容

本来は国の交付金（「国民健康保険保険者努力支援交付金」）のみ交付を受けることができるにもかかわらず、北海道の標記交付金と両方の交付を受けられると錯誤し、2022～2023年度の交付金を国と北海道の両方から受けていたもの。

(3) 影響額（予定）

費目	返還見込額	内訳	
北海道国民健康保険 保険給付費等交付金特別交付金	6,558,000円	2022年度	3,345,000円
		2023年度	3,213,000円

3 保険給付費等交付金 特別交付金（特定健康診査・特定保健指導）

(1) 交付金の概要

札幌市が実施する特定健康診査・特定保健指導に係る経費の一部について、国・北海道から交付を受けているもの。

(2) 誤りの内容

交付対象は「当該年度の支出額」とされているところ、「当該年度の受診分に係る支出額」と錯誤し、当該年度内に受診するも支出が翌年度となったものまで含めるなどしていたため、2018～2023年度の交付金について過大・過小交付が生じていたもの。

(3) 影響額（予定）

費目	返還見込額	追加交付額	返還額と追加交付額の差引額
北海道国民健康保険 保険給付費等交付金 特別交付金	49,073,000円	43,490,000円	5,583,000円(返還)
(内訳)2018年度	16,612,000円	—	
2019年度	—	36,534,000円	
2020年度	9,616,000円	—	
2021年度	—	2,080,000円	
2022年度	—	4,876,000円	
2023年度	22,845,000円	—	

4 発覚の経緯等

今年度（1については昨年度）の申請事務を進める中で、過年度の事務処理に疑義が生じたもの。発覚後、要綱・要領等の交付条件の再確認や計算基礎となる数値の再点検・再計算を行い、本年11月、北海道あてに修正申請するに至った。

5 返還方法

今後、北海道において精査のうえ返還額を決定する予定。北海道から請求があり次第、国民健康保険支払準備基金を財源として返還する予定。

6 再発防止策について

今回の誤りは、各種交付金の申請要綱・要領の解釈の誤りが主な要因であることから、今後は、特に要綱・要領の改正時に見落としや誤解がないか、組織的な確認を徹底するほか、些細であっても疑義がある場合は国や北海道へ確認する。

また、数字の間違いなど単純ミスについては、複数人でチェックするルールを徹底し、適切な事務処理に努める。

【問い合わせ先】

保健福祉局保険医療部国保健康推進担当課 千葉、門脇、熊川、佐々木、三井
電話：211-2341 ファクス：218-5182